

## 随意契約理由書

本工事は、大阪府立大阪北視覚支援学校の昇降機設備のリニューアルを行うものです。

本件は、全撤去リニューアルをしようと、令和3年12月17日に入札公告を行い、令和4年1月20日に開札したところ、入札者がなく、本入札執行を取り止めるに至りました。

再度、入札公告の実施について、本件及び同日公告した他5件の入札参加者（6者）に受注意思を確認した結果、技術者の配置が困難との理由で4者から参加しない旨の回答がありました。

残り2者のうち1者は、かご扉寸法の変更が条件で参加意欲を示しましたが、学校からの強い要望もあり扉寸法の変更は認められませんでした（視覚支援学校であること。また車椅子使用の児童・生徒もいることから、扉幅を現状より小さくすることは使用に支障が出て、怪我などの恐れも出てくるため。）。

残りの1者は、既存の製造設置業者であり、計画通知提出などの手続きの必要がない改修内容であれば期日に間に合うと回答がありました。その改修メニューを行った後でも、フルメンテナンス契約は可能ということで改修工事後のメンテナンスの憂慮もありません。

支援学校は昇降機の利用を前提とする生徒が多数在籍しており、また対象の昇降機設備も設置後30年が経過しており老朽化による重大な故障を未然に防ぐため、早急な改修工事が求められることから、早期に契約を行うことが妥当と考えます。

以上のことから、参加意欲があること、学校が求める仕様、夏期休暇中に改修工事可能かつ工事後のメンテナンス形態の現状保持の全てを満たすのは、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造業者である日本エレベーター製造株式会社大阪営業所のほかになく、同社から見積書を徴収したところ、価格は適正と思われますので同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。